

養父市農業委員会

第17回会議録

令和6年2月22日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第17回会議録

1. 開催日時 令和6年2月22日(木曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第54号 農用地利用集積計画の承認について

議案第55号 非農地証明交付申請の承認について

議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員(12名)

1番 谷垣重俊	2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光
5番 前川章	6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満
9番 山根達夫	10番 藤原義幸	11番 木下計介	13番 西谷英樹

5. 欠席農業委員(1名)

12番 秋山博

6. 出席推進委員(9名)

14番 小林誠	16番 齋藤隆之	18番 谷村昭雄
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	21番 鎌谷壽三男
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄

7. 欠席推進委員(3名)

15番 内田重雄 17番 荒木奈見 25番 米田渡

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : ただいまより第17回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。

午前中より担当委員の方、雨の中御苦労さんでした。それと先日、19日に、農業委員会の意見交換会ということで、ななつぶの種の方と意見交換をいたしました。振興部会の方、情報部会の方、ありがとうございました。

意見交換会では、似たような問題がたくさんあったように思います。また、次回の総会時までにとまとめて、報告したいと思います。

それでは、本日は、総会終了後に、各部会の6年度の活動計画作成がありますので、本日も慎重審議よろしくをお願いいたします。以上です。

事務局 : それでは、会議の成立について報告をいたします。本日、出席農業委員12名ということでございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっていますので、本日の農業委員会総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員については、9名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員会を指名いたします。本日は、13番の西谷農業委員と1番の谷垣農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第54号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第54号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和6年3月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が14,078平方メートル、13筆、畑はありません。合計も同じく14,078平方メートル、13筆です。利用権の設定を受ける戸数は10戸、設定をする戸数は8戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が8筆、9,893平方メートル、そのうち新規が7筆、8,598平方メートル、再設定が1筆、1,295平方メートルで、賃貸借が5筆、4,185平方メートル、全て新規となっております。利

用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、1年契約が2筆、924平方メートル、5年契約が3筆、3,105平方メートル、10年契約が8筆、10,049平方メートルとなっております。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

なお、4ページに記載しておりますのが、農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け、耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案54号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員会の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第55号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 5ページを御覧ください。議案第55号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、左近山の土地5筆で、面積が1,122平方メートルです。所有者は左近山の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは7ページから10ページとなっております。

2番、大屋町中間の土地1筆で、面積が733平方メートルです。所有者は大屋町中間の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは11ページから15ページとなっております。

6ページを御覧ください。3番、八鹿町石原の土地1筆で、面積が124平方メートルです。所有者は八鹿町石原の方で、非農地の事由としましては、平成2年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは16ページから20ページとなっております。

4番、八鹿町八木の土地2筆で、面積が314平方メートルです。所有者は大阪府和泉市の方で、非農地の事由としましては、平成20年頃から山林化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは21ページから25ページとなっております。

5番、藪崎の土地2筆で、面積が64平方メートルです。所有者は兵庫県川西市の方で、非農地の事由としましては、①唐木のほうが、平成10年頃から雑種地化。下曇越は、昭和62年頃から雑種地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは26ページから33ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番、左近山の件について、担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。今朝9時より現地調査、行ってまいりました。7ページを御覧ください。7ページの航空写真ですが、大屋川、左近山の集落の大徳山の麓に広がる農地になりますが、赤い色で塗り潰してある細かい数字が打ってありますが、そこが今回対象の農地です。その54番と一番大きな赤い印のところを見て、確認しておいてほしいんですけど、9ページの写真を御覧ください。4枚写真がありまして、右上の54番という写真があります。この雑木が生えている部分が54番になるんですけど、この正面から見た写真ですが、下の72番の2と書いてある写真の中に、フェンスが見えると思います。このフェンスが、上の写真の黄色い部分の下にあるというふうに考えてください。ですので、私たち行ったんですが、獣害防止柵が3枚分ぐらい張ってあるんですけど、高くて入るところもほとんど分からないぐらいしっかり防護されていまして、この道の左側になるんですけど、反対側にも道を挟むように獣害防止の柵がしてありました。この周辺は嚴重に獣害防止柵がしてあるところで、言えば、人間が近寄るのを拒むというんですけど、動物も出てこれない代わりに、人間も入れないような状況になっているところなんです。ここが一番大きくて近いところです。ですから、その上にある、左の写真、赤い印がしてありますが、到底、行くことはできませんでした。遠くから見ても本当に山林としか見えないところです。それで、この土地につきましては、10ページに始末書も添付されておりますが、もう非農地で致し方ないかなという感じがいたしました。慎重審議のほうよろしく申し上げます。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど、担当委員が申されたとおりです。この写真を見れば、行きやすいところのように見えますけども、7ページの写真を見ていただければ、県道から上までとの距離、高低差は相当あります。それでここに行くまでの道は、軽自動車がやっと上がれるような道ですので、なかなかここを原状復帰するというようなことはもう、不可能だと思います。それに、9ページの写真ですけども、左側の写真、これ5か所あります。その拡大したのが、この右側の2つの写真と、その下の写真になりますので、復旧するのは、無理なように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。圓山委員、藤原委員が言われるように、もう山林化しているような状態です。御審議お願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第55号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の大屋町中間の件について、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。資料の12ページの航空写真を見てもらえますでしょうか。真ん中、左から右にかけて1本道路が通っておりますけども、右側をずっと行きますと大屋市場、そして養父のほうに行きます。左側に行きますと若杉のほうに行きます。そこのちょうど間に中間という地区ですけども、写真の真ん中辺に白いものが見えるのがビニールハウスでして、そのビニールハウスの右側にある細い道を進んで行ったちょっと上に、対象の土地があります。11ページ目を見ていただけますでしょうか。11ページ目に申請地が赤く囲まれていますけども、この左側に住宅っていうところが今回申請されている方の住居です。

申請地の下に住宅があります、ここに住まわれている方から、この申請地の山林、杉林なんですけども、そこが非常に危ないと、雪などで我が家に倒れてきそうなので対策をしてほしいと言われ伐採をされたようです。その伐採した写真が、この14ページの写真になります。伐採して、杉ではなくて別の木を植えようとしたところ、調べてみたらここが畑地だったということです。この方、この土地を昭和50年に買われたようななんですけども、そのとき、既にもう山林化していたようです。そのようなことが15ページの始末書に書かれていますけども、今回、畑地であったということで、こうやって非農地の申請に至ったという経緯でございます。写真で分かりにくいんですけども、若干急峻なところでもありますので、木の株もしっかり残っておりまして、畑としての利用はもう難しいのではないかとこのふうに見ております。審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
6番、濱田農業委員。

濱田委員： 6番、濱田です。今日、初めてこの場所に私も行ったんですけども、本当にもう畑とは全然、素人の私にも思えないような場所でした。前川委員の説明にあったとおり、これは非農地になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。今朝見てまいりました。前川委員が言われたとおり、ここは斜面になっていまして、木の切り株もたくさんあって、畑には、とってもしないような場所でしたので、非農地相当だと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第55号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町石原の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。場所は、椿色の公民館の先です。山の中の谷間になっているところで、フェンスもあり人が簡単に入れるようなところではないです。現状は、19ページにある写真のとおりです。ここは台風等の大雨になったら、土砂や水などが流れてくるようで、対策のために、堰堤をつくる計画があり地目を調べたら農地のままであったということで非農地証明の申請がありました。以上です。お願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど、珍坂委員からも御説明があったんですけども、19ページの写真にあるように、下から見ても、完全に山林化しており、これを耕地にするということは、不可能だというふうに判断しました。それと、お話を聞いてみますと、この19ページの写真を見ていただければ分かるように、このくぼみになつとるところに水が、雨なんかが降りますとそこに集中してきて、水の通り道となり家の横を通過して、下の畑に水が流れていくということなので、工事をするようです。安全性もありますし、非農地で問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

14番、小林推進委員。

小林推進委員： 14番、小林です。先ほども言われましたけど、本当のもう山林化しており、下のほうから見ても非農地相当だと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第55号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号4番の八鹿町八木の件について、担当農業委員、秋山委員が欠席のため、私が代理で説明させていただきます。

山根委員： 23ページと24ページを御覧ください。24ページの現況の写真で赤丸してある部分になります。2筆共に笹が生えています。笹は大体我々の身長ぐらいありました。笹は密集していて人も通れないような状態で、これを農地に復元というのは、もう難しい話じゃないかなと思いました。よろしく願いいたします。以上です。

議 長： 続きまして、現地調査委員の説明を求めます。
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。今、山根委員が言われましたように、この墓の上、右側にありますように、本当にもう竹、笹が密集しておりまして、これを到底、農地に戻すことはできないというふうに思います。非農地の承認をするということであつたと思つています。よろしく願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： よろしいでしょうか。

質疑なしと認め、議案第55号の4番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の藪崎の件について、担当農業委員より説明を求めます。

2番、吉村農業委員。

吉村委員： 今朝ほど、調査いたしました。この土地は、父親から娘に譲られた土地で娘

さんは藪崎には、住んでいません。唐木の土地は、道になっておりまして、農地に復旧するのは難しいと思います。それから、下曇越は、共同墓地の、法面でございまして、農地に復旧するのは不可能です。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。先ほど、吉村委員が言われましたように、唐木729-7につきましては、通路になっています。下曇越は、共同墓地になっているので、普通だったら買上げをして、これも墓地として一緒に登記すると思うんですが、法面のところだけが残っていて、農地になっているそうですが、先ほどあったように、ここはとても農地になるようなところではありません。のり枠ブロックがここにずっと入っています。ということで、申請どおり非農地承認したらよいものだというふうに思います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、藤本推進委員。

藤本推進委員： 19番、藤本です。唐木の729-7番地につきましては、写真を御覧いただきましたら分かりますように、右下のほうには旧国道、今県道ですが、が走っております。そしてこの写真に写っています現地の周り全て、業者が碎石置場、砂利置場に似たような状況で、入り口も1か所しかないというようなことで、なかなか耕作しにくい場所だと思っております。それから、下曇越の922番ですが、先ほど言われましたように墓地の法面という現況でありますので、問題ないかと思えます。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第55号の5番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第56号の農地法第4条第1項の規定による許可申請に対す

る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 34ページを御覧ください。議案第56号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町石原の土地1筆、面積は1,294平方メートルのうち578.64平方メートルです。申請人は養父市八鹿町石原の方です。申請地内に農家住宅及び倉庫を建設することが転用の目的で、関連ページは35ページから42ページです。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町石原の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局 : 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員 : 7番、珍坂です。この申請地にありますところは、36ページの真ん中、赤丸で囲ってある緑の部分になります。もともとは農用倉庫があったんですけども、この裏に多分建てるということで、ここを進入路にして、裏の農地を申請ということになります。今日行って、本人さんに会って話を聞いてみたら、平成30年頃に地籍調査があって、本人も知らないうちに田に変わっていたということがありました。あと、水路関係ですけども、この申請地の右の白いところからずっと上が畑等になるんですけども、ここの水も、その脇、もともとある水路に流れるようになっていまして、U字溝で水路をつくって流していくということで、周りにも特段問題ないと思います。以上です。

議長 : 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。36ページを見ていただいたら分かりますように、1枚の田んぼの手前側、家側に新しいお家を建てられるということで、申請が上がってきたわけなんですけれども、申請地の右側を通路にするということで、その横はもうお家であって、条件的には、ここを耕作して田を作っても作らなくても極端な話が、その周りの水田とか畑には何の影響もないような場所であります。この申請地しか、このお家の方については建てられないということをお聞かせいただいていますので、皆さんの御意見をいただき、できれば許可のほうをお願いしたいと思います。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
14番、小林推進委員。

小林推進委員： 失礼します。小林です。ここに建てられる方がそのすぐ下の川のほうに、以前、家を持っておられて、火災でなくなり、新しくまた家を建てられるみたいな感じで、その古い家が公民館の真裏にありました。道に接していないのもう家を建てられないような状態だったので、そういうふうなことでこちらになると思います。ちょっと事前着工とかその辺があるかもしれませんが、またその辺のことはよろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第56号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第57号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 43ページを御覧ください。議案第57号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市八鹿町宿南の土地1筆、面積は452平方メートルです。

譲渡人は養父市八鹿町宿南の方、譲受人も養父市八鹿町宿南の方です。申請地内に一般住宅及びカーポートを建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは44ページから49ページです。

申請番号2番、養父市上野の土地3筆、合計面積は128平方メートルです。譲渡人は養父市上野の方、譲受人は養父市藪崎の協同組合です。譲受人は申請地内に隣接する土地に組合員用のアパートを建設する予定で、その駐車場が不足するため、申請地内に露天駐車場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは50ページから53ページです。

申請番号3番、養父市大屋町蔵垣の土地1筆、面積は1,526平方メートルです。譲渡人は養父市大屋町横行の方、譲受人も養父市大屋町横行の方です。譲受人は解体業や古物商を営んでおり、申請地内に露天駐車場及び露天資材置場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは54ページから58ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の八鹿町宿南の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも、事業の目的が果たされ、周辺農地への影響に問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。まず、45ページの写真を見ていただけたらと思います。赤い丸で囲ってあるのが申請地です。申請地の周辺は、全て畑ですので水の必要がないということを確認をしていただきたいと思います。

次に、次の46ページを見ていただいたら分かりますけれども、申請地の端に水路が通っております。今はこの水路だけが通っているわけなんですけれども、いわゆる申請地の横の165番は畑地なんですけど、167番については家が建っております、そこの排水というんですか、雨水などを流すために水路というのが、そこの上のほうに水とか書いてあるんですけど、そこを通りながら出てい

くということで、申請地を嵩上げてしても、周りの方々の迷惑にはならないと思います。

それと、165番の畑地なんですけれども、これはもう既に申請地が土砂を埋めて上げるぐらいまで畑地というのが高いです。その後の畑については、ちょっとまだ従来どおりの低いところにあるわけなんですけれども、そういった意味で、直接関係する165番の土地については、何の迷惑もかからないということで御確認をいただいて、その上に見ていただいたら分かりますように、48番、49番と、今度建てられるおうちの見取図がありますけれども、1階建ての土地にされるということで、いわゆる周りの迷惑をかけないように日照権とかそういったものも考えながらそうしてあるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、いろいろと周りには迷惑かけないように、そしてまた、家が建つということは人口が増えるということなんで、私どもにとっては皆さんのほうの御意見をいただきながら許可させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。今、木下委員が言われたように、周りの排水路等についても特段問題ないと思います。よろしく願いしたいです。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。木下委員、珍坂委員の言われたとおりで、水路の関係も155番、157番あたりの日照権関係のことも全然問題はないかと思えます。以上です。

議 長： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第57号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の上野の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号2番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について同意書や残高証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です、よろしく申し上げます。50ページを御覧ください。対象の農地は、緑色で囲まれた場所になります。先ほど話が出ておりましたアパートの駐車場ということで、ピンクで囲まれた場所がアパートの場所になります。この白い図面でも分かると思うんですが、51ページの航空写真で見ていただくと、枠の色は変わっておりますが、国道9号線を和田山方面から来ていただいたら左折して、広谷・小城という、地元でいう産業道路という道に面した場所になります。そして、この50ページでアパートと緑の枠の間に派出所の印があるのが分かると思います。この辺りは本当に航空写真でも分かると思うんですが、住宅がもう農地に迫っているというんですか、ほぼほ場整備されてないこともあるんですが、もう本当にどんどん宅地になってしまうのではないかとと思われる場所で、この緑の畑地も自己保全という形できれいに管理されておりました。ただ、形が本当に写真等を見てもらって分かるとおりに長細くて、本当に何を耕作するといっても使いにくいというんですか、本当に家庭菜園でもどうなのかなというぐらいのスペースなんです。

53ページの図を御覧ください。ちょっと小さく書いてある3つの印と、上に乗用車が書いてある図とあるんですが、乗用車の書いてある図をつなげると、下の小さな縦並びの土地になるというイメージで御覧ください。本当に狭い土地で、これ縦列駐車、上手にこれアパートの方、できるのかなと心配するぐらい狭い土地ですが、ですが、それでも駐車場を確保したいということで、今回の申請になっているようです。周辺農地等にも本当に影響は全くありませんし、

申請もありかなというふうに感じております。審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。今日午前中に現場を確認してまいりました。先ほど圓山委員の御説明があったとおりでして、現場は非常に狭い、畑地としても非常に使いにくいようなところかなというふうにも思いました。水路もそのまま生かし、周辺農地に影響もないということです、問題ないと思っております。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。お二人が言われたとおりで問題ないと思います。よろしくお願ひします。

谷村推進委員： 説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

谷村推進委員： 質疑なしと認め、議案第57号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の大屋町蔵垣の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号3番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当します。一般基準については、資力、信用について同意書等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことか

ら、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。55ページを見ていただけますでしょうか。まず、場所の説明ですけれども、写真の真ん中、右から左に県道の大屋波賀線が通っております。写真の右のほうに行くと大屋市場、左のほうに行くと若杉になって、蔵垣という土地の西のほうに位置します。この道路の申請地のこの上が大屋川になります。ここは申請地の下に青い屋根の建物があるんですけども、そこは工務店がありまして、工務店の従業員が申請地を二、三年ぐらい前まで畑として使っておったんですけども、このところは保全管理のみになっておったという状況です。今回、申請した方が解体屋や古物商などをしとって、場所を求めておったところに合致して、58ページのような使い方をしたいということで申請が上がってまいりました。このように、左上にあります倉庫はもともと建っていたものですけども、右側のような資材置場等々は、建物を建てるわけではなくて、もう露天に置いとくというようなことです。周辺の農地に影響するようなことはございませんので、慎重審議のほうよろしくお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。先ほど前川委員の申されたように、そのとおりであります。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。この土地のちょうど向かって右側の、半分より右側が二、三年前まで農地で、近所の高齢の女性と一緒に持ち主が耕しておられたんですけども、持ち主の方ももう本当に御高齢で、建具屋も辞められるということで、この土地と持ち主の方の御自宅がとても離れているんです。だから、その方がここを管理するっていうのは本当にもうとてもできないことだろうと思いますし、所有権移転して、次の方が利用されるっていうことも致し方ないかなと思います。よろしく申し上げます。

議長：説明が終わりました。
この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、議案第57号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長：ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告①、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局：59ページを御覧ください。報告①、農地法第3条の規定による許可申請についてです。1番、船谷の土地1筆で701平方メートルです。譲受人は大坪の方、譲渡し人は神戸市の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が1月5日、許可日が1月22日となっています。

2番、大屋町蔵垣の土地1筆で1,447平方メートルです。譲受人は大屋町蔵垣の方、譲渡し人は八鹿町八鹿の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が1月19日、許可日が2月9日となっています。

3番、大屋町筏の土地7筆で1,308平方メートルです。譲受人は大屋町蔵垣の方、譲渡し人も大屋町蔵垣の方です。所有権を売買により移転する予定です。申請日が1月19日、許可日が2月9日となっています。

4番、八鹿町八木の土地1筆で192平方メートルです。譲受人は大屋町宮垣の方、譲渡し人は大阪府和泉市の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が1月29日、許可日が2月9日となっています。

5番、吉井の土地3筆で555平方メートルです。譲受人は吉井の方、譲渡し人は熊本県熊本市の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が1月29日、許可日が2月2日となっています。以上です。

議長：説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 60ページを御覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、申請場所は大屋町須西の土地3筆で2,440平方メートルです。申請人は三宅の方です。取得した日が令和5年12月26日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、八鹿町坂本の土地1筆で508平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和5年12月25日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

3番、申請場所は八鹿町坂本の土地7筆で4,622平方メートルです。申請人は八鹿町坂本の方です。取得した日が令和5年12月25日で、相続により所有権を取得されています。非相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙1のとおり61ページになります。

4番、申請場所は八鹿町坂本の土地1筆で232平方メートルです。申請人は八鹿町伊佐の方です。取得した日が令和6年1月9日で、時効取得により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

議長 : 質問なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第17回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 西谷英樹

署名委員 谷理重俊

